

# 古物営業の手引き

令和2年4月

島根県警察本部  
生活安全部生活安全企画課

# 目 次

1	許可	1
2	許可の基準	1
3	許可の手続き及び許可証	2
4	許可の取消	4
5	変更の届出	5
6	許可証の返納	6
7	名義貸しの禁止	7
8	競り売りの届出	8
9	許可証の携帯等	8
10	標識の掲示	9
11	管理者の選任	11
12	営業の制限	11
13	身分確認等	12
14	不正品の申告	17
15	古物商に係る帳簿等への記載等	17
16	古物市場主に係る帳簿等への記載等	23
17	帳簿等の保存	24
18	帳簿等き損の届出	25
19	品触れの保存	25
20	品触れ相当品の届出	25
21	差止め（保管命令）に応じる義務	26

## 参 照

本文に使用されている法令名略語は、次のとおりです。

法・・・古物営業法

施行規則・・・古物営業法施行規則

施行令・・・古物営業施行令

◎問い合わせ先

警察本部 古物営業担当

生活安全企画課 営業保安係 0852-26-0110

項目【適用条項】	検査・指導事項
1 許可 (法第3条)	<p>○ <b>法第3条(要旨)</b> 古物商又は古物市場主の営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。</p>
2 許可の基準 (法第4条)	<p>○ <b>法第4条(要旨)</b> 公安委員会は、古物商又は古物市場主の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>《欠格事由》～法第4条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪(無許可営業)若しくは刑法第235条(窃盗罪)、第247条(背任罪)、第254条(遺失物等横領罪)若しくは第256条第2項(盗品有償譲り受け等の罪)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しないもの</li> <li>(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</li> <li>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの</li> <li>(5) 住居の定まらない者</li> <li>(6) 第24条(営業の停止等)の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、役員で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)</li> </ol>

<p>3 許可の手続き及び許可証 (法第5条) (規則第1条の3第3項)</p>	<p>(7) 第24条(営業の停止等)の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号(古物営業の廃止)の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの。</p> <p>(8) 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの。</p> <p>(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第11号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。</p> <p>(10) 営業所又は古物市場主ごとに第13条第1項の管理者を選任すると認められないことについて相当の理由がある者</p> <p>(11) 法人で、その役員のうち第1号から第8号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <b>法第5条第1項(要旨)</b> 古物商又は古物市場主の許可を受けようとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。許可申請書には国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <b>法第5条第4項(要旨)</b> 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。</p> </div>
<p>4 許可の取消 (法第6条)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ <b>法第6条第1項(要旨)</b> 公安委員会は、古物商又は古物市場主の許可を受け</p> </div>

た者について次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

《取消事由》～法第6条第1項

- 1 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
  - 2 第4条各号(第9号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。
  - 3 許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- ※ 3に該当する場合は、古物商許可の取消上申ができるよう疎明を行う。

○ **法第6条第2項(要旨)**

公安委員会は、古物商又は古物市場主の許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在(法人はその役員の所在)を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

(施行規則第4条の2関係)

公告は、官報によるものとする。

※ 確知できないことの認定は、現地確認、電話連絡、郵便送付等により行う。

5 変更の届出  
(法第7条)

○ **法第7条第1項(要旨)**

古物商又は古物市場主は、第5条第1項2号に掲げる事項に変更しようとするときは、あらかじめ営業所を管轄する公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(施行規則第5条第3項関係)

- 古物商又は古物市場主は、主たる営業所の別または営業所の名称、営業所の所在地を変更する場合は、当該変更の日から3日前までに公安委員会に変更の届出書を1通提出しなければならない。

○ **法第7条第2項(要旨)**

古物商又は古物市場主は、第5条第1項各号(2号

を除く)に掲げる事項に変更があった時ときは、営業所を管轄する公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(施行規則第5条第6項関係)

- 古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他営業所又は古物市場の名称及び所在地以外を変更した場合は、変更日から14日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては20日以内)に公安委員会に変更の届出書を提出しなければならない。

《変更届出事項》～法第5条第1項

- 1 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 2 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地
- 3 営業所又は古物市場ごとに取り扱おうとする古物に係る国家公安委員会規則(※1)で定める区分
- 4 法第13条第1項の管理者の氏名及び住所
- 5 古物商にあっては、行商(仮設店舗を出すことを含む。)をしようとする者であるかどうかの別
- 6 ホームページ利用の有無・送信元識別符号の届出書
- 7 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

※ 国家公安委員会で定める区分

施行規則第2条

- (1) 美術品類(書画、彫刻、工芸品等)
- (2) 衣類(和服類、洋服類、その他の衣料品)
- (3) 時計・宝飾品類(時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等)
- (4) 自動車(その他部品を含む。)
- (5) 自動二輪車及び原動機付自転車(これらの部分品を含む。)
- (6) 自転車類(その部分品を含む。)
- (7) 写真機類(写真機、光学器等)
- (8) 事務機器類(レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、パソコン等)
- (9) 機械工具類(電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等)
- (10) 道具類(家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁

	<p>気記録媒体、レコード、CD等)</p> <p>(11) 皮革、ゴム製品類(靴、靴等)</p> <p>(12) 書籍</p> <p>(13) 金券類(施行令第1条で定めるもの、商品券、乗車券、郵便切手、証紙等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <b>法第7条第5項(要旨)</b></p> <p>変更届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、書換えを受けなければならない。</p> </div> <p>許可証の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所</li> <li>2 行商をしようとする者であるかどうかの別</li> </ol> <p>法第35条第1号、法第38条(両罰) 罰則～10万円以下の罰金(変更届出義務違反) 行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>6 許可証の返納 (法第8条第1項、第3項)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ <b>法第8条第1項(要旨)</b></p> <p>許可証の交付を受けた者が、次のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく許可証(下記3の場合は、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。</p> </div> <p>《返納事由》～法第8条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 古物営業を廃止したとき。</li> <li>2 許可が取り消されたとき。</li> <li>3 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。</li> </ol> <p>【罰条等】</p> <p>法第35条第2号、法第38条(両罰) 罰則～10万円以下の罰金(許可証返納義務違反) 行政処分～指示又は営業停止命令</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <b>法第8条第3項(要旨)</b></p> <p>許可証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったとき、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。(第</p> </div>

	<p>3 項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 死亡した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の親族又は法定代理人</li> </ul> </li> <li>2 法人が合併により消滅した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後、存続し、又は合併により設立された法人の代表者</li> </ul> </li> </ol> <p><b>【罰条等】</b>  法第39条  罰則～5万円以下の過料(許可証返納義務違反)  行政処分～なし</p>
<p>7 名義貸しの禁止 (法第9条)</p>	<p><b>○ 法第9条(要旨)</b>  古物商又は古物市場主は、自己の名義をもつて、他人にその古物営業を営ませてはならない。</p> <p><b>【罰条等】</b>  法第31条第3号、法第36条(併科)、第38条(両罰)  罰則～3年以下の懲役又は100万円以下の罰金(名義貸し)  行政処分～許可の取消</p>
<p>8 競り売りの届出 (法第10条) (施行規則第8条)</p>	<p><b>○ 法第10条(要旨)</b>  古物商は、古物市場以外の場所で競り売り(オークション)を行おうとするときは、当該実施日の3日前までにその場所を所轄する警察署長を経由して「競り売りの日時、場所」及び「取り扱う古物の数量」等を公安委員会へ届出なければならない。</p> <p><b>【条文解説】</b>  「競り売り」とは複数の買い手に価格の競争をさせて取引を行う営業形態(いわゆるオークション)をいう。</p> <p><b>【罰条等】</b>  法第34条第2号、法第38条(両罰)  罰則～20万円以下の罰金(競り売り届出義務違反)  行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>9 許可証の携帯等</p>	

(法第11条)

○ **法第11条第1項(要旨)**

古物商は、行商をし、又は競り売りをするとき、許可証を携帯していなければならない。

※許可証の様式

施行規則第3条(別記様式第2号)

(表紙)

(表紙内側)

古物商許可証	第 号 交付 年 月 日 〇〇公安委員会 印
--------	------------------------------

(表)

(裏)

	<table border="1"><thead><tr><th>異動事項</th><th>異動年月日</th><th>印</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	異動事項	異動年月日	印												
異動事項	異動年月日	印														
<table border="1"><tr><td>氏名又は名称</td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>住所又は居所</td><td> </td></tr><tr><td>代表者の氏名</td><td> </td></tr><tr><td>代表者の住所</td><td> </td></tr><tr><td>行 商</td><td>する・しない</td></tr></table>	氏名又は名称	年 月 日生	住所又は居所		代表者の氏名		代表者の住所		行 商	する・しない						
氏名又は名称	年 月 日生															
住所又は居所																
代表者の氏名																
代表者の住所																
行 商	する・しない															

**法第11条第2項(要旨)**

○ 古物商は、その代理人、使用人その他の従業者に  
行商させるときは国家公安委員会規則で定める様式  
の「行商従業者証」を携帯させなければならない。

【行商従業者証の様式】

施行規則第10条(別記様式第12号)

(表)

(裏)

行商従業者証 氏名  写真	<table border="1"><tr><td>古物商の氏名又は名称</td><td> </td></tr><tr><td>古物商の住所又は居所</td><td> </td></tr><tr><td>許可証番号</td><td>〇〇公安委員会 第 号</td></tr><tr><td>主として取り扱う古物の区分</td><td> </td></tr></table>	古物商の氏名又は名称		古物商の住所又は居所		許可証番号	〇〇公安委員会 第 号	主として取り扱う古物の区分	
古物商の氏名又は名称									
古物商の住所又は居所									
許可証番号	〇〇公安委員会 第 号								
主として取り扱う古物の区分									

注：古物商の「行商従業者証」は、上記様式のほかに古物商によって組織された団体で一定の要件を満たすものが、その構成員である古物商に共通して利用させるものとして定めた様式で、国家公安委員会又は公安委員会の承認を受けているものがある。

（施行規則第12条、行商従業者証等の様式の承認に関する規程）

※承認されている行商従業者証の例～社団法人日本中古自動車販売協会連合会（くまのマーク入り）

**【罰条等】**

法第35条第2号、法第38条（両罰）

罰則～10万円以下の罰金（許可証携帯等義務違反）

行政処分～指示又は営業停止命令

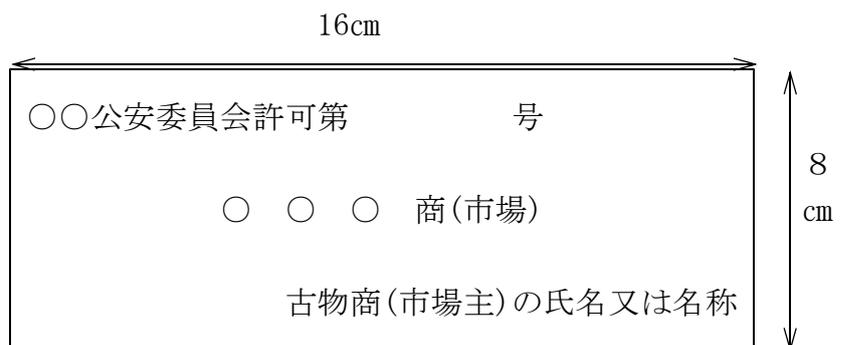
10 標識の掲示  
(法第12条)

**○ 法第12条第1項(要旨)**

古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

**【古物商がその営業所等に掲示する標識の様式】**

施行規則第11条（別記様式第13号）



- 1 材質は金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 色は、紺色地に白文字とする。
- 3 番号は、許可証の番号とする。
- 4 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物の区分(二以上の古物区分を取り扱う場合は、主として取り扱う古物の区分)を記載すること。

**【条文解釈】**

「公衆の見やすい場所」とは、営業所等の入り口等、通常街路等を通行する一般公衆において、社会通念上見やすいと認められる場所をいう。

なお、インターネットを利用して古物商を営む者については、法第8条の2の規定により、氏名又は名称、URL、許可証の番号を公安委員会のホームページに掲載している。

**【罰条等】**

法第35条第2号、法第38条(両罰)

罰則～10万円以下の罰金(標識掲示義務違反)

行政処分～指示又は営業停止命令

**○ 法第12条第2項(要旨)**

古物商はインターネットを利用して古物を取引しようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号をホームページ等に表示しなければならない。

**【罰条等】**

法第35条第2号、法第38条(両罰)

罰則～10万円以下の罰金(標識掲示義務違反)

行政処分～指示又は営業停止命令

11 管理者の選任  
(法第13条)

**○ 法第13条第1項(要旨)**

古物商又は古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに当該業務を適正に実施するための責任者として管理者一人を選任しなければならない。

**【条文解釈】**

**「管理者の責務」**

(1) 管理者は、営業所又は古物市場(以下「営業所等」という。)における業務を統括管理して下位の従業者等を指揮監督し、古物営業関係法令を遵守させて当該営業所等における業務を適正に実施させ得る者でなければならない。従業者を実質的に指揮監督する職にある者でなければならない。

なお、古物商等自らが当該営業所等における業務の実施を実質的に統括管理することができる場合には、当該古物商等が自らを管理者として選任することも許

	<p>容される。</p> <p>(2) 管理者は、それぞれの営業所に常勤して管理者の業務に従事し得る状態になければならない。(一部例外あり。)</p> <p>○ 次のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。(第2項関係)</p> <p>《管理者に係る欠格事項》～法第13条第2項関係</p> <p>1 未成年者(年齢が20歳に満たない者)</p> <p>2 法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当する者</p> <p>【罰条等】 管理者選任義務違反 罰則～なし 行政処分～営業停止命令又は指示処分</p>
<p>12 営業の制限 (仮設店舗営業の届出) (法第14条)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ <b>法第14条第1項(要旨)</b></p> <p>古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ってはならない。</p> <p>ただし、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、この限りではない。</p> </div> <p>※ これは、営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において古物の取引をする場合には、法に定める相手方の確認や帳簿等への記載義務などの各種義務の確実な履行が期待できないために設けられた規定であるが、事前に届出をした場合については、その場所でも古物を受け取ることができるとされた。</p> <p>(施行規則第14条の2 関係)</p> <p>○ 届出をする場合においては、営業する日から3日前までに、その場所を管轄する警察署又は、その場所の都道府県に営業所がない場合は、<u>その他都道府県にある営業所の所轄警察署</u>に「仮設店舗営業届出書」を提出しなければならない。</p> <p>【条文解説】</p> <p>「営業所」とは明確な定義はないが、<u>営業の本拠地であり、永久的、継続的に営まれる場所</u>である。</p> <p>【罰条等】</p>

	<p>法第32条、法第36条（併科）、第38条（両罰） 罰則～1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（古物商の 営業制限違反） 行政処分～指示又は営業停止命令</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>○ 法第14条第2項(要旨)</b> 古物市場においては、古物商間でなければ古物を 売買し、交換し、又は売却若しくは交換の委託を受 けてはならない。</p> </div> <p><b>【罰条等】</b> 法第33条第1号、法第36条（併科）、第38条（両罰） 罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（古物市場 での取引制限違反） 行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>13 身分確認等 （法第15条第1項）</p> <p>【※19ページ 「身分 確認の方法」 一覧参照】 【※21ページ 「確認 及び取引の記録義務」 一 覧参照】</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>○ 法第15条第1項(要旨)</b> 古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は 売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相 手方の真偽を確認するため、次のいずれかの措置をと らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認する こと</li> <li>(2) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記 載された文書（その者の署名のあるものに限られ る。）の交付を受けること。</li> <li>(3) 相手からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁 的記録で、電子署名されているものの提供を受け ること。</li> <li>(4) その他、これらに準ずる措置として国家公安委 員会規則で定めるもの。</li> </ol> </div> <p>《身分確認の方法》施行規則第15条第1項、第2項 次の方法で確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相手方から身分証明書、運転免許証、国民健康保 険被保険者証等その他の相手方の住所、氏名及び年 齢又は生年月日を証する資料（1部だけ発行された ものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示 を受け、又は相手方以外の者でその相手方の身分を</li> </ol>

確かめるに足りる者に問い合わせる。

- 2 相手方に住所、氏名、職業、年齢を記載及び署名させた文書（以下「署名文書」という。）の交付を受ける場合は、古物商の面前で万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。

ただし「署名文書」に記載された内容が真正なものでない疑いがあるときは、前記1の方法により身分確認をしなければならない。

《その他の身分確認方法》施行規則第15条第3項

- 1 相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、その印鑑登録証明書及び当該印鑑登録証明書に係る印鑑を押印した書面の送付を受けること。
- 2 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して、本人限定受取郵便物等を送付し、かつ、その到達を確かめること。
- 3 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して金品を内容とする本人限定受取郵便物等を送付する方法により当該古物の代金を支払うことを約すること。
- 4 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又はICチップ付きの身分証明書等のICチップに記録された情報の送信、若しくは身分証明書等を撮影した画像の送信（撮影、送信とも古物商が提供したソフトウェアを使用）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載（記録）されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること。
- 5 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか2種類の書類の写しの送付を受け、又はそれらいずれかの写し及び相手方の住所が記載された公共料金領収書等（又は写し）の送付を受け、並びに相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送されないものを送付し、かつ、その到達を確かめること。

※ 公共料金領収書等は、「マイナンバーの通知カード」は含まないことに注意。

- 6 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し等の送付を受け、並びに当該住民票の写し等に記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること。
- 7 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等の送付を受け、当該資料の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該身分証明書等の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること（当該古物に係る法第16条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該資料の写しを保存する場合に限る。）。
- 8 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、古物商が提供するソフトウェアを使用して、相手方の容貌及び身分証明書等（写真付きのもの）を撮影した画像の送信を受けること
- 9 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、古物商が提供するソフトウェアを使用して、相手方の容貌の送信を受け、並びに相手方の写真付き身分証明書等（住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録されたICチップが組み込まれたものに限る。）のICチップ情報の送信を受けること。
- 10 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該古物商又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をさせること。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第一項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにならなければならない。

- 11 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（「公的個人認証法」という。）第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該古物商が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。）。
- 12 相手方から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（「電子署名法」という。）第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書並びに電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。
- 13 法第15条第1項第1号から第3号まで又は1から12に掲げる措置をとった者に対し識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第3項に規定する識別符号をいう。）を付し、その送信を受けることその他のこれらの規定に掲げる措置をとった者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすますことが困難な方法により、相手方についてこれらの規定に掲げる措置を既にとっていることを確かめること。

【※19ページ 「身分確認の方法」 一覧参照】

【罰条等】

法第33条第1号 法第36条(併科)、第38条(両罰)

罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(確認等義務違反)

行政処分～指示又は営業停止命令

※参考 18歳未満の者から古物を買受ける際の規制

島根県青少年の健全な育成に関する条例第20条3項

古物商は青少年が保護者の委託又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年から買受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

**○ 法第15条第2項(要旨)**

法第15条第1項の規定にかかわらず、次の場合は身分確認等の措置を要しない。

- (1) 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満(1万円)である取引をする場合(特に当該確認又は文書の交付の必要があるものとして国家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。)
- (2) 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

《身分確認に係る免除規定の金額・物品》施行規則16条  
古物の対価の総額が、1万円未満である取引をするとき。ただし次に掲げる古物は除く。

- ① 自動二輪車及び原動機付自転車(これらの部分品{ねじ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性の部分品を除く。}を含む。)
- ② 専ら家庭用コンピューターゲームに用いられるプログラムを記録した物(ゲームソフト)
- ③ 光学的方法により音又は影像を記録した物(CD・DVD等)
- ④ 書籍

注:「対価の総額」とは、取引古物の個別の単価ではなく、一取引に持ち込まれた古物すべての総額をいう。

【※19ページ 「確認及び取引の記録義務」一覧参照】

14 不正品の申告  
(法第15条第3項)

**○ 法第15条第3項(要旨)**

古物商は、古物を買受、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

**【罰条等】**

罰則～なし

行政処分～指示又は営業停止命令

15 古物商に係る帳簿等  
への記載等  
(法第16条)

【※21ページ「確認及  
び取引の記録義務」一覧  
参照】

○ **法第16条(要旨)**

古物商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を帳簿若しくは国家公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法）により記録をしておかなければならない。

《記載すべき事項》

- 1 取引年月日
- 2 古物の品目及び数量
- 3 古物の特徴
- 4 相手方の住所、氏名、職業及び年齢  
(ただし、古物の区分のうち「自動車」を引き渡した相手方は除く。)
- 5 相手方の身分確認のためにとった措置の区分  
※ 国家公安委員会規則で定める書類とは《施行規則第17条第2項》
  - (1) 記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類
  - (2) 取引伝票その他これらに類する書類であって、記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

注：上記(2)の書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

【条文解釈】

『「電磁的方法」による記録』とは、コンピューターのハードディスク等への入力による記録をいう。

※ **なお、象牙製品・タイマイ等を取り扱う古物業者は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく経済産業省への届出又は環境省への登録、記載台帳の記載が必要です。**

〈詳細問い合わせ先〉

**中国経済産業局 地域経済部  
地域経済課 ものづくり産業担当  
TEL 082-577-7761**

## ※ 参考 【古物商が記載する帳簿の様式】

別記様式第15号（施行規則第17条）

受 入 れ					払 出 し								
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するためにとつた措 置の区分(及び方法)	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住所	氏名	職業	年齢			住所	氏名

- 1 「受け入れ」の「区別」欄には買い受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 2 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 3 「特徴」欄には、例えば、衣類にあっては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあっては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあっては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 4 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動がないものの記載は、省略することができる。

### 《古物商に対する帳簿等記載等に係る免除規定》

#### 施行規則第18条

次の場合は、古物取引の帳簿等の記載が免除される。

(1) 古物の対価の総額が、1万円未満である取引をするとき。

ただし、次に掲げる古物取引は除く。

- ① 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品を除く。）を売却（引き渡し）したとき。
- ② 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品 《ねじ、ボルト、ナット、コードその他のはん用性の部品を除く。》を含む。）を買取り（受け取り）したとき。
- ③ 専ら家庭用コンピューターゲームに用いられるプログラムを記録した物（家庭用ゲームソフト）、光学的方法により音又は映像を記録した物（CD、DVD等）、書籍を買取り（受け取り）したとき。

(2) 古物の対価の総額が1万円以上である取引であっても、下記5品目を除く古物を売却（引き渡し）したとき。

① 美術品類

② 時計・宝飾品類

③ 自動車（その部分品を含む。）

ただし、自動車を売却した時の記載事項のうち「相手方の住所、氏名、職業及び年齢」のみ一部免除されている。

④ 自動二輪車（その部分品《対価の総額が1万円未満で取引されるものを除く。》を含む。）

⑤ 原動機付自転車（その部分品《対価の総額が1万円未満で取引されるものを除く。》を含む）

注：「対価の総額」とは、取引古物の個別の単価ではなく、一取引に持ち込まれた古物すべての総額をいう。

**【罰条等】**

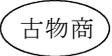
法第33条第2号、法第26条（併科）、第38条（両罰）

罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（帳簿等記載等義務違反）

行政処分～指示又は営業停止命令

## ◎ 「身分確認の方法」一覧

<古物商が相手方と対面して取引する場合>

- ①   身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等相手方の身元を確かめるに足りる資料の提示を受ける 
- ②   売主以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせる。 
- ③   住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書で、面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に署名されたものの交付を受ける。  
その内容が真正なものでない疑いがあると認めるときは、①の措置をとる。 
- ④   住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、面前においてスタイラスペン等の器具を使用して氏名の筆記（液晶画面等に表示するものに限る）をさせる。  
その内容が真正なものでない疑いがあると認めるときは、①の措置をとる。 

<古物商が相手方と対面しないで取引する場合>

- ① 古物商 ← 印鑑登録証明書と登録した印鑑を押印した書面の送付を受ける。 売主
- ② 古物商 → 本人限定受取郵便等を送付し、到達を確認する。 売主
- ③ 古物商 → 本人限定受取郵便等で代金を送付する。 売主
- ④ 古物商 ← 住民票等の写しの送付 or 本人確認書類の画像の送信 or 本人確認書類の I C チップ情報の送信 を受ける。  
 「転送不要」と記した配達記録郵便等を送付し、到達を確認する。 売主
- ⑤ 古物商 ← 本人確認書類のコピー 2 点（異なるもの） or 本人確認書類のコピー 1 点 + 公共料金領収書等（写し可）の送付を受ける。  
 「転送不要」と記した配達記録郵便等を送付し、到達を確認する。 売主
- ⑥ 古物商 ← 住民票等の写しの送付を受ける。  
 本人名義の預貯金口座に代金を振り込む。 売主
- ⑦ 古物商 ← 運転免許証等の写しの送付を受ける。  
 「転送不要」と記した配達記録郵便等を送付し、送達を確認する。  
 本人名義の預貯金口座に代金を振り込む。 売主
- ⑧ 古物商 ← 売主の容貌の画像 + 本人確認書類（写真付き）の画像の送信を受ける。 売主
- ⑨ 古物商 ← 売主の容貌の画像 + 本人確認書類の I C チップ情報（写真付き）の画像の送信を受ける。 売主
- ⑩ 古物商 ← 電子署名されたメールの送信を受ける。 売主
- ⑪ 古物商 ← 最初の取引において本人確認を行った場合の 2 回目以降の取引  
 本人確認の上付与した I D ・パスワード等の送信を受ける方法等により、相手方が本人確認済みであることを確かめる。 売主

## ◎ 「確認及び取引の記録義務」一覧

凡例(○ 義務有り、× 義務なし)

□ オートバイ (自動二輪車及び原動機付自転車)		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			(買)	(売)
1万円以上	オートバイ	○	○	○
	部分品	○	○	○
1万円未満	オートバイ	○	○	○
	部分品(ネジ、ボルト、 ナット、コード等を除く)	○	○	×
	部分品(ネジ、ボルト、 ナット、コード等)	×	×	×

□自動車		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			(買)	(売)
1万円以上	自動車(その部分品を 含む)	○	○	○
1万円未満	自動車(その部分品を 含む)	×	×	×

□美術品類 □時計・宝飾品類		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			(買)	(売)
1万円以上	美術品類、時計、宝飾 品類	○	○	○
1万円未満	美術品類、時計、宝飾 品類	×	×	×

□書籍、CD・DVD □ゲームソフト		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			(買)	(売)
1万円以上	書籍、CD・DVD、 ゲームソフト	○	○	×
1万円未満	書籍、CD・DVD、 ゲームソフト	○	○	×

□上記以外の古物		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			(買)	(売)
1万円以上	上記以外の古物	○	○	×
1万円未満	上記以外の古物	×	×	×

16 古物市場主に係る帳簿等への記載等  
(法第17条)

○ **法第17条(要旨)**

古物市場主はその古物市場において売買され、又は交換される古物につき、取引の都度、次に掲げる事項を帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。(法第17条)

《記載すべき事項》

- 1 取引の年月日
- 2 古物の品目及び数量
- 3 古物の特徴
- 4 取引の当事者の住所、氏名

※ 「帳簿等」とは、施行規則で定められた様式のほか、次のいずれかに該当する書類とする。

(施行規則第17条第2項)

- (1) 記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類
- (2) 取引伝票その他これらに類する書類であって、記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

注：上記(2)の書類に記載したときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

【罰条等】

法第33条第2号、法第36条(併科)、第38条(両罰)

罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(帳簿等記載等義務違反)

行政処分～指示又は営業停止命令

## 【古物市場主が記載する帳簿の様式】

別記様式第16号（施行規則第17条）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買主の住所及び氏名

- 1 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 2 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」、のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。

### 17 帳簿等の保存 (法第18条第1項)

#### ○ 法第18条第1項(要旨)

古物商又は古物市場主は、帳簿等を最終の記載をした日から**3年間**、営業所若しくは古物市場主に備え付け、又は、電磁的方法による記録を当該記録した日から**3年間**、営業所若しくは古物市場において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

#### 【条文解説】

「電磁的記録」が「直ちに書面に表示することができるように保存して」とあるといえるためには、ハードディスク等へ入力した記録を直ちに印刷できるように、各営業所に印刷に必要な機器等を備え付けておくことが必要である。

ただし、各営業所において当該記録を印刷することが可能である限り、記録自体は本社や本部のコンピューターにおいて一括管理することも許容される。

注：コンピューター入力等電磁的方法による保存をする場合、漏えい及び滅失等を防止するため、アクセス記録、担当者IDによる管理等、国家公安委員会告示（平成10年7月29日国家公安委員会告示第10号）で定められている「電磁的方法による保存に係る基準」を確保

	<p>するよう努めなければならない。(施行規則第19条)</p> <p><b>【罰条等】</b>          法第33条第1号、法第36条(併科)、第38条(両罰)          罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(帳簿等          記載等義務違反)          行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>18 帳簿等き損の届出 (法第18条第2項)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>○ 法第18条第2項(要旨)</b>              古物商又は古物市場主は、帳簿等又は電磁的方法による記録をき損し、若しくは亡失し、又はこれを滅失したときは、直ちに営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署に届けなければならない。</p> </div> <p><b>【罰条等】</b>          法第33条第3号、法第36条(併科)、第38条(両罰)          罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(帳簿き          損等届出義務違反)          行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>19 品触れの保存 (法第19条第2項)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>○ 法第19条第2項(要旨)</b>              古物商又は古物市場主は、品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から6月間これを保存しなければならない。</p> </div> <p><b>【罰条等】</b>          法第33条第4号、法第36条(併科)、第38条(両罰)          罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(帳簿き          損等届出義務違反)          行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>20 品触れ相当品の届出 (法第19条第5項、6項)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>○ 法第19条第5項(要旨)</b>              古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は品触書の保存期間内(6月内)に品触れに相当する古物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>○ 法第19条第6項(要旨)</b></p> </div>

	<p>古物市場主は、品触書の保存期間内（6月間）に品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。</p> <p><b>【罰条等】</b>          法第33条第1号、法第36条（併科）、第38条（両罰）          罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（帳簿き損等届出義務違反）          行政処分～指示又は営業停止命令</p>
<p>21 差止め（保管命令）          に応じる義務          （法第21条）</p>	<p><b>○ 法第21条(要旨)</b>          古物商は、買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長又は警察署長は、当該古物商に対し、30日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることができる。</p> <p><b>【罰条等】</b>          法第33条第5号、法第36条（併科）、第38条（両罰）          罰則～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（品触書保存等義務違反）          行政処分～指示又は営業停止命令</p>